

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱表紙・目次 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="353 387 891 464">神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準</p> <p data-bbox="488 967 757 1043">平成26年6月 (最終改正令和6年12月改正)</p> <p data-bbox="398 1158 846 1182">神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課</p>	<p data-bbox="1384 387 1921 464">神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準</p> <p data-bbox="1518 967 1787 1043">平成26年6月 (最終改正令和3年8月改正)</p> <p data-bbox="1429 1158 1877 1182">神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課</p>

新 目 次	旧 目 次
1 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱（略）	1 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱（略）
2 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準（指定要綱第3条関係）…16 （別添様式1）誓約書……………20	2 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準（指定要綱第3条関係）…16 （別添様式1）誓約書……………20
別紙1 カリキュラム及び免除規定の取扱い（指定基準4関係） ……21 別表1 各課程の目的・内容・科目及び時間数……………22 別表2 科目免除一覧……………32 （参考1）科目免除願……………36 （参考2）介護業務従事証明書……………37	別紙1 カリキュラム及び免除規定の取扱い（指定基準4関係） ……21 別表1 各課程の目的・内容・科目及び時間数……………22 別表2 科目免除一覧……………32 （参考1）科目免除願……………35 （参考2）介護業務従事証明書……………36
別紙2 実習及び演習の取扱い（指定基準4関係） ……38 （参考1）実習施設承諾書……………42 （参考2）実習計画書……………43 （参考3）演習計画書……………45	別紙2 実習及び演習の取扱い（指定基準4関係） ……37 （参考1）実習施設承諾書……………41 （参考2）実習計画書……………42 （参考3）演習計画書……………44
別紙3 通信の取扱い（指定基準5関係） ……47 （参考1）通信添削指導実施確認書……………50	別紙3 通信の取扱い（指定基準5関係） ……46 （参考1）通信添削指導実施確認書……………49
別紙4 講師の取扱い（指定基準6関係） ……51 別表 講師要件……………52 （参考1）講師一覧……………61 （参考2）講師履歴……………62 （参考3）講師出講確認書……………63	別紙4 講師の取扱い（指定基準6関係） ……50 別表 講師要件……………51 （参考1）講師一覧……………60 （参考2）講師履歴……………61 （参考3）講師出講確認書……………62
別紙5 補講等の取扱い（指定基準8関係） ……64 （参考1）補講修了確認書……………65	別紙5 補講等の取扱い（指定基準8関係） ……63 （参考1）補講修了確認書……………64
別紙6 修了証明書再発行の取扱い（指定基準9関係） ……66	別紙6 修了証明書再発行の取扱い（指定基準9関係） ……65
別紙7 受講者の本人確認について（指定基準10関係） ……69	別紙7 受講者の本人確認について（指定基準10関係） ……68

新	旧
別紙8 事業廃止する場合の取扱い（指定基準12関係）……………70 3 参考資料（略）	別紙8 事業廃止する場合の取扱い（指定基準12関係）……………69 3 参考資料（略）

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条(略)</p> <p>(研修実施の届出) 第5条 1(略) <u>2 知事は、1の届出について受理した場合は、事業者へ通知するものとする。</u> <u>3 知事は、第1項の届出の記載事項又は研修事業に関する必要書類の内容が適当でないとき、事業者に対し、相当の期間を定めて当該届出の補正を求めることができる。</u></p> <p>(変更等の届出) 第6条 1(略) <u>2 知事は、前項の届出の記載事項又は研修事業に関する必要書類の内容が適当でないとき、事業者に対し、相当の期間を定めて当該届出の補正を求めることができる。</u></p> <p>(事業休止の届出) 第7条 1～3(略) <u>4 知事は、第2項及び第3項の届出の記載事項又は研修事業に関する必要書類の内容が適当でないとき、事業者に対し、相当の期間を定めて当該届出の補正を求めることができる。</u></p> <p>(事業廃止の届出) 第8条 1(略) <u>2 知事は、前項の届出の記載事項又は研修事業に関する必要書類の内容が適当でないとき、事業者に対し、相当の期間を定めて当該届出の補正を求めることができる。</u></p> <p>第9条～第16条(略)</p> <p>附 則(略)</p> <p>附 則 <u>1 この要綱は、令和6年12月2日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</u> <u>2 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。</u> <u>3 この要綱の施行の際、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることとする。</u></p>	<p>第1条～第4条(略)</p> <p>(研修実施の届出) 第5条 1(略) <u>2 知事は、前項の届出の内容が適当でないとき、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</u></p> <p>(変更等の届出) 第6条 1(略) <u>2 知事は、前項の届出の内容が適当でないとき、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</u></p> <p>(事業休止の届出) 第7条 1～3(略) <u>4 知事は、第2項及び第3項の届出の内容が適当でないとき、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</u></p> <p>(事業廃止の届出) 第8条 1(略) <u>2 知事は、第1項の届出の内容が適当でないとき、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</u></p> <p>第9条～第16条(略)</p> <p>附 則(略)</p>

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準 新旧対照表

新

別紙1本文～別表1【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】～【重度訪問介護従業者養成研修課程】(略)

【同行援護従業者養成研修課程】

※「同行援護」サービスは、従来の移動支援とは異なり、単なる移動支援ではなく情報提供を含む外出時の同行に関する支援を行うものであるから、情報提供・情報支援に関する内容を適切に行なうこと。

(一般課程)

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

科目名	規定時間	目的	研修内容
外出保障	1	視覚障害者(児)の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者(児)の外出保障を担うことを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出保障とは</li> <li>・外出保障の歴史</li> <li>・外出保障の現状</li> </ul>
視覚障害の理解と疾病①	1	視覚障害者(児)の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害の理解(視覚障害による不便さ、必要な情報)</li> </ul>
視覚障害の理解と疾病②	0.5	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害と疾病の理解(様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント)</li> </ul>
視覚障害者(児)の心理	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全盲の心理</li> <li>・ロービジョンの心理</li> <li>・視機能低下の心理</li> <li>・障害発生時期の心理</li> <li>・外出時の心理</li> </ul>
視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5	障害者(児)福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者(児)が利用する関係施設を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉の動向</li> <li>・障害者福祉に関連する法律</li> <li>・障害者総合支援法</li> <li>・視覚障害に関する施設等</li> <li>・障害者を対象としたその他の制度</li> </ul>
同行援護の制度	1	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護以前の外出支援制度の歴史</li> <li>・同行援護制度の概要</li> <li>・他の外出支援制度との関係</li> <li>・同行援護制度の課題</li> </ul>
同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護従業者の業務内容</li> <li>・同行援護従業者の職業倫理</li> <li>・同行援護の実際(様々な利用者への対応等)</li> </ul>
	8.5時間		

講  
義

旧

別紙1本文～別表1【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】～【重度訪問介護従業者養成研修課程】(略)

【同行援護従業者養成研修課程】

※「同行援護」サービスは、従来の移動支援とは異なり、単なる移動支援ではなく情報提供を含む外出時の同行に関する支援を行うものであるから、情報提供・情報支援に関する内容を適切に行なうこと。

(一般課程)

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

科目名	規定時間	目的	研修内容
視覚障害者(児)福祉サービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉の背景と動向</li> <li>・障害者福祉の制度とサービス</li> <li>・視覚障害の概念と定義</li> <li>・視覚障害の現状</li> <li>・視覚障害の移動支援制度の変遷</li> <li>・移動支援と同行援護</li> <li>・移動に関する制度</li> </ul>
同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護概論</li> <li>・同行援護従業者の職業倫理</li> <li>・同行援護の制度</li> <li>・同行援護制度の利用</li> <li>・同行援護従業者の業務</li> <li>・リスクマネジメント(緊急時対応)</li> <li>・実務上の留意点</li> </ul>
障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援護の基本的な方向性を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者についての理解</li> <li>・視覚障害の実態とニーズ</li> <li>・「見え」の構造</li> <li>・視覚障害の原因疾病と症状</li> <li>・同行援護の留意点</li> </ul>
障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先天性視覚障害者の心理</li> <li>・中途視覚障害者の心理</li> </ul>
情報支援と情報提供	2	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉による情報提供の基礎</li> <li>・移動中の口頭による情報支援</li> <li>・現況や場面別での情報提供</li> </ul>
代筆・代読の基礎知識	2	情報支援として代筆・代読の方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代筆・代読</li> <li>・点字・音訳の基礎</li> <li>・情報支援機器の種類</li> <li>・自ら署名・押印する方法など</li> </ul>
同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な考え方</li> <li>・視覚障害者への接し方</li> <li>・同行援護中の留意点</li> <li>・歩行に関する補装具・用具の知識</li> <li>・日常生活動作に関する用具の知識</li> <li>・環境と移動に伴う機器</li> </ul>
	12時間		

講  
義

講義・演習	情報提供	2	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供とは</li> <li>・情報提供の内容</li> <li>・場面別情報提供の実際</li> <li>・情報提供時の配慮</li> <li>・演習（3題程度）</li> </ul>
	代筆・代読①	1	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点）</li> <li>・代筆（業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの）</li> <li>・演習（代読1題・代筆1題）</li> </ul>
	代筆・代読②	0.5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・代読・代筆の具体的な方法</li> </ul>
		3.5時間		
演習	誘導の基本技術①	4	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差）</li> </ul>
	誘導の基本技術②	3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換）</li> <li>・狭いところの通過、ドアの通過</li> </ul>
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通（トイレ、食事）</li> <li>・街歩き（歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段）</li> </ul>
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭）</li> </ul>
	交通機関の利用	4	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車の乗降</li> <li>・バスの乗降</li> <li>・車の乗降</li> <li>・船・飛行機の乗降</li> </ul>
		16時間		

合計 28時間

演習	基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつから基本姿勢まで</li> <li>・基本姿勢と留意点</li> <li>・してはいけないこと</li> <li>・歩行、曲がる ・狭い場所の通過</li> <li>・ドアの通過 ・いすへの誘導</li> <li>・段差、階段</li> <li>・交通機関の利用の基本</li> </ul>
	応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事 ・トイレ</li> <li>・車いす利用の視覚障害者への対応</li> <li>・環境に応じた歩行</li> <li>・さまざまな階段 ・さまざまなドア</li> <li>・エレベーター ・エスカレーター</li> <li>・車の乗降 ・電車の乗降 ・バスの乗降</li> </ul>
		8時間		

合計 20時間

(応用課程)

- ① 応用課程は、一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程修了者を対象として行われるものとする。  
ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより、同時並行的に実施する場合はこの限りではない。

科目名	規定時間	目的	研修内容
サービス提供責任者の業務	1	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の体制</li> <li>・事業所の役割</li> <li>・サービス提供責任者の役割</li> <li>・サービス提供責任者の業務</li> </ul>
様々な利用者への対応	1	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化、障害の重度化・重複化の現状</li> <li>・高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点</li> </ul>
個別支援計画と他機関との連携	1	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画の策定</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>
業務上のリスクマネジメント	1	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所のリスクマネジメント</li> <li>・同行援護従業者のリスクマネジメント</li> <li>・事故発生時の管理体制</li> </ul>
従業者研修の実施	1	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者研修の目的</li> <li>・従業者研修の内容</li> <li>・従業者の質の向上のための工夫</li> </ul>
同行援護の実務上の留意点	1	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護の制度上の留意点</li> <li>・同行援護の実務上の留意点</li> <li>・介護保険制度との関係</li> </ul>
計	6時間		

※平成18年度～平成23年度まで神奈川県が実施していた「盲ろう通訳・介助員養成講習」は、同行援護従業者養成研修一般課程に相当するものとして神奈川県知事が認める研修とします。（県障害サービス課通知による。）

【行動援護従業者養成研修課程】（略）

(応用課程)

- ① 応用課程は、一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程修了者を対象として行われるものとする。  
ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより、同時並行的に実施する場合はこの限りではない。

科目名	規定時間	目的	研修内容
障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「見える」ということ</li> <li>・「見えること」と「行動」</li> <li>・弱視の見え方、見えにくさ</li> <li>・盲重複障害について</li> </ul>
障害者（児）の心理②	1	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の受容</li> <li>・家族の心理</li> <li>・視覚障害者の人間関係</li> </ul>
計	2時間		
場面別基本技能	3	日常的な外出先での技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口やカウンター</li> <li>・買い物</li> <li>・雨、雪の日</li> <li>・金銭、カード</li> <li>・病院、薬局</li> </ul>
場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・式典、会議、研修など視覚障害者への情報提供・情報支援</li> <li>・代筆・代読</li> <li>・冠婚葬祭</li> <li>・マナーと支援方法</li> <li>・視覚障害者への情報提供・情報支援</li> <li>・盲導犬ユーザーへの対応</li> </ul>
交通機関の利用	4	交通機関での移動介護技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車の乗降</li> <li>・バスの乗降</li> <li>・飛行機の乗降</li> <li>・船の乗降</li> </ul>
計	10時間		

合計 12時間

※平成18年度～平成23年度まで神奈川県が実施していた「盲ろう通訳・介助員養成講習」は、同行援護従業者養成研修一般課程に相当するものとして神奈川県知事が認める研修とします。（県障害サービス課通知による。）

【行動援護従業者養成研修課程】（略）

別表2【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】～【重度訪問介護従業者養成研修課程】(統合課程)(略)

【同行援護従業者養成研修】(一般課程)

同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、次のとおり同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除することとする。

免除できる科目	免除時間	免除できる内容
視覚障害の理解と疾病②	0.5	・視覚障害と疾病の理解(様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント)
視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5	・障害者福祉の動向 ・障害者福祉に関連する法律 ・障害者総合支援法 ・視覚障害に関する施設等 ・障害者を対象としたその他の制度
同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	・同行援護従業者の業務内容 ・同行援護従業者の職業倫理 ・同行援護の実際(様々な利用者への対応等)
代筆・代読②	0.5	・代読・代筆の具体的な方法
誘導の基本技術②	3	・基本姿勢・歩く(誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換) ・狭いところの通過、ドアの通過
誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	1	・場面別(病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭)
	9時間	

【行動援護従業者養成研修】(略)

別表2【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】～【重度訪問介護従業者養成研修課程】(統合課程)(略)

【同行援護従業者養成研修】(一般課程)

※この免除規定は平成30年3月31日までの間の暫定的な取扱いとする。

対象者	免除できる科目及び時間
(1) 視覚障害者移動介護(外出介護)従業者養成研修課程修了者 神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者 ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者研修課程修了者 平成6年度～8年度に神奈川県が実施したガイドヘルパー養成研修	・視覚障害者(児)福祉サービス 1時間 ・障害・疾病の理解① 2時間 ・障害者(児)の心理① 1時間 ・基本技能 4時間 ・応用技能 4時間

【行動援護従業者養成研修】(略)

別紙2【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】(略)

【重度訪問介護従業者養成研修課程】(基礎課程・追加課程・統合課程) 1～8 (略)  
(基礎課程)

教科名	取扱い
(略)	(略)
外出時の介護技術に関する実習 (2時間)	(略) ・演習では、車いすへの <u>移乗</u> に際しての抱きかかえ方や移乗の方法、平地、階段での移動方法、外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法などを習得する。 (略)

(追加課程)～【重度訪問介護従業者養成研修課程】(行動障害支援課程)(略)

【同行援護従業者養成研修課程】

1～4 (略)

5 一般課程における「交通機関の利用」については実際の公共機関等を利用した上で行うこと。なお研修事業者は適切な演習が実施できるよう、事前にオリエンテーションを行うこと。

6～7 (略)

【行動援護従業者養成研修課程】(略)

参考1～参考2 (略)

参考3 重度訪問介護従業者養成研修 行動障害支援課程の場合 (略)

別紙2【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】(略)

【重度訪問介護従業者養成研修課程】(基礎課程・追加課程・統合課程) 1～8 (略)  
(基礎課程)

教科名	取扱い
(略)	(略)
外出時の介護技術に関する実習 (2時間)	(略) ・演習では、車いすへの <u>移譲</u> に際しての抱きかかえ方や移乗の方法、平地、階段での移動方法、外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法などを習得する。 (略)

(追加課程)～【重度訪問介護従業者養成研修課程】(行動障害支援課程)(略)

【同行援護従業者養成研修課程】

1～4 (略)

5 応用課程における「交通機関の利用」については実際の公共機関等を利用した上で行うこと。なお研修事業者は適切な演習が実施できるよう、事前にオリエンテーションを行うこと。

6～7 (略)

【行動援護従業者養成研修課程】(略)

参考1～参考2 (略)

参考3 重度訪問介護従業者養成研修 行動障害支援課程の場合 (略)

※同行援護従業者養成研修一般課程の場合

同行援護従業者養成研修（一般課程）演習計画書

○情報提供(○時間)

1 実施方法

2 タイムスケジュール及び実施内容

○代筆・代読(○時間)

1 実施方法

2 タイムスケジュール及び実施内容

○誘導の基本技術(7時間)

1 実施方法

2 タイムスケジュール及び実施内容

○誘導の応用技術（場面別・街歩き）(5時間)

1 実施方法

2 タイムスケジュール及び実施内容

○交通機関の利用(4時間)

1 実施方法

2 タイムスケジュール及び実施内容

別紙3（略）

別紙4 1～8（略）

9 講師として適任である人材を必要な人数確保することとし、研修内容の偏りを防ぐこと。

10～11（略）

別表 講師要件【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】～【重度訪問介護従業者養成研修課程】（略）

※同行援護従業者養成研修一般課程の場合

同行援護従業者養成研修（一般課程）演習計画書

○基本技能(4時間)

3 実施方法

4 タイムスケジュール及び実施内容

○応用技能(4時間)

1 実施方法

2 タイムスケジュール及び実施内容

別紙3（略）

別紙4 1～8（略）

9 研修内容の偏りを防ぐため、同一講師が担当する科目は、原則として3科目までとする。

10～11（略）

別表 講師要件【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】～【重度訪問介護従業者養成研修課程】（略）

【同行援護従業者養成研修課程】

- 1 視覚障害者の直接支援等の経験を有するなど、実際の「同行援護サービス」提供に必要な知識・技術を有し、それらを教授する能力を有する者であること。
- 2 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員は原則として継続して5年以上の実務経験があること。
- 3 同行援護従業者は原則として継続して5年以上の実務経験があること。（平成23年9月以前に視覚障害者ガイドヘルパーとして従事していた期間も含めてよい。）
- 4 下に記載した資格等の者であっても、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修」を修了し、「同行援護従業者」の養成に必要な知識・技術の習得をした者であることが望ましい。
- 5 講師のうち少なくとも1名は「視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修」の修了者を配置するなどし、他の講師の担当科目も合わせて適切な内容の研修が実施されるように努めること。
- 6 演習については、演習講師以外に講師を補助する者を、受講者数に応じて、別紙2「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上確保すること。

(一般課程)

教科名	講師要件
外出保障	視覚障害者（児）の外出保障に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
視覚障害の理解と疾病①②	視覚障害者（児）の障害・疾病に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視能訓練士、歩行指導員、視覚障害当事者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 同行援護サービス従業者
視覚障害者（児）の心理	視覚障害者（児）の心理に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 歩行指導員、視覚障害当事者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 同行援護サービス従業者

【同行援護従業者養成研修課程】

- 1 視覚障害者の直接支援等の経験を有するなど、実際の「同行援護サービス」提供に必要な知識・技術を有し、それらを教授する能力を有する者であること。
- 2 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員は原則として5年以上の実務経験があること。
- 3 同行援護従業者は原則として5年以上の実務経験があること。（平成23年9月以前に視覚障害者ガイドヘルパーとして従事していた期間も含めてよい。）
- 4 下に記載した資格等の者であっても、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修」を修了し、「同行援護従業者」の養成に必要な知識・技術の習得をした者であることが望ましい。
- 5 講師のうち少なくとも1名は「視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修」の修了者を配置するなどし、他の講師の担当科目も合わせて適切な内容の研修が実施されるように努めること。
- 6 演習については、演習講師以外に講師を補助する者を、受講者数に応じて、別紙2「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上確保すること。

(一般課程)

教科名	講師要件
視覚障害者（児）福祉サービス	視覚障害者（児）の福祉サービスに関する法令及び制度に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
同行援護の制度と従業者の業務	同行援護の制度と業務内容に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
障害・疾病の理解①	視覚障害者（児）の障害・疾病に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視能訓練士、歩行指導員、視覚障害当事者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 同行援護サービス従業者

教 科 名		講師要件
講 義	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	障害者（児）福祉の制度とサービスに関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
	同行援護の制度	同行援護の制度に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
	同行援護従業者の実態と職業倫理	同行援護従業者の業務内容と職業倫理に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者
講 義 ・ 演 習	情報提供	同行援護サービスの提供に必要な情報提供に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	代筆・代読①②	同行援護サービスの提供に必要な代筆・代読に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
演 習	誘導の基本技術①②	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①②	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者
	交通機関の利用	視覚障害生活訓練指導員研修修了者

教 科 名		講師要件
講 義	障害者（児）の心理①	視覚障害者（児）の心理に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、介護経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 歩行指導員、視覚障害当事者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 同行援護サービス従業者
	情報支援と情報提供	同行援護サービスの提供に必要な情報支援・情報提供に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	代筆・代読の基礎知識	同行援護サービスの提供に必要な代筆・代読に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
演 習	同行援護の基礎知識	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者
	基本技能	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者
	応用技能	視覚障害生活訓練指導員研修修了者

(応用課程)		
教科名	講師要件	
講義	サービス提供責任者の業務	サービス提供責任者の業務に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 同行援護サービス提供責任者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	様々な利用者への対応	様々な利用者への対応経験・知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視能訓練士、歩行指導員、視覚障害当事者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 同行援護サービス提供責任者
	個別支援計画と他機関との連携	個別支援計画や関係機関との連携に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 同行援護サービス提供責任者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者
	業務上のリスクマネジメント	業務上のリスクマネジメントに関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
	従業者研修の実施	同行援護サービスの提供に必要な知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス提供責任者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	同行援護の実務上の留意点	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者

(応用課程)		
教科名	講師要件	
講義	障害・疾病の理解②	視覚障害者（児）の障害・疾病に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視能訓練士、歩行指導員、 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員、視覚障害当事者 同行援護従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者、盲人歩行訓練員研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	障害者（児）の心理②	視覚障害者（児）の心理に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員、視覚障害当事者 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者
	場面別基本技能	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能なる者 【想定する資格】
演習	場面別応用技能	視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）施設・生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者
	交通機関の利用	視覚障害生活訓練指導員研修修了者

別紙5～6（略）

別紙7

### 受講者の本人確認について

1 事業者は、研修申込時又は初回の講義時等研修日程の早い段階で、下記に例示する公的機関発行の証明書等により受講者の本人確認を行う。なお、受講者に対しては募集時等に事前に周知して実施すること。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し
- ・在留カード等
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・年金手帳
- ・生活保護受給証明書
- ・国家資格等を有する者については、免許証または登録証
- ・マイナンバーカード（個人番号カード） 等

2～5（略）

別紙8（略）

別紙5～6（略）

別紙7

### 受講者の本人確認について

1 事業者は、研修申込時又は初回の講義時等研修日程の早い段階で、下記に例示する公的機関発行の証明書等により受講者の本人確認を行う。なお、受講者に対しては募集時等に事前に周知して実施すること。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード等
- ・健康保険証
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・年金手帳
- ・生活保護受給証明書
- ・国家資格等を有する者については、免許証または登録証 等

2～5（略）

別紙8（略）